

速度取締り指針

令和4年1月
能代警察署

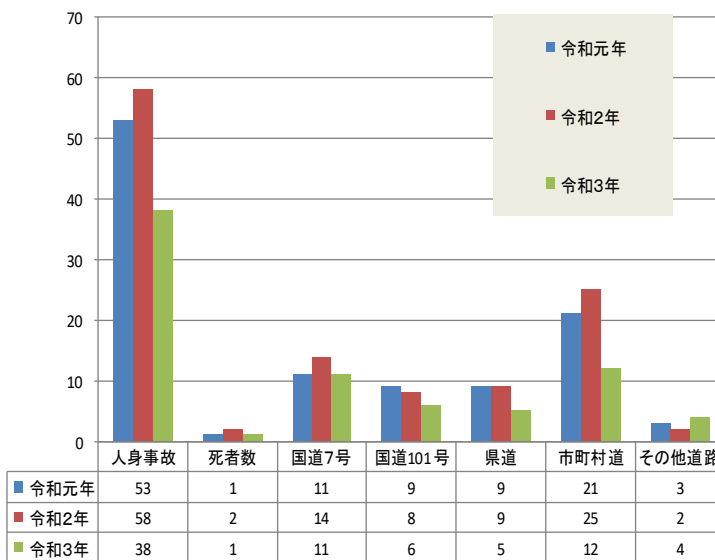
速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施することがある。

重点路線	重点時間帯	取締り実施区間	規制速度
国道7号	8:00~18:00	能代市二ツ井町~三種町鹿渡	50キロ・法定
国道101号	8:00~18:00	能代市落合 ~ 八峰町八森	50キロ・法定

上半期の路線別人身事故発生状況



過去3年上半期における当署管内の路線別人身交通事故発生状況によると、交通事故件数は減少傾向であるが、国道での発生が全体の約4割を占めている。

国道での交通事故抑止対策が交通事故の減少につながる。

よって、今後も発生状況を踏まえて交通事故の減少につなげる取締りを実施する。

【その他の交通指導取締り】

速度取締りのほか横断歩行者等の保護のため、横断歩行者妨害、信号無視、一時不停止等の交差点関連違反の取締りや、携帯電話使用等、無免許運転、飲酒運転等の悪質かつ重大事故の危険性の高い違反についても取締りを実施する。また、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る違反についても取締りを実施する。

- 国道7号は管内の主要幹線道路で、夜間の交通量は比較的少ないが、日中の交通量は極めて頻繁である。人身交通事故の発生が多いことから、速度超過による重大交通事故を防止するため、速度取締りを実施する。
- 国道101号は青森県へ通じる幹線道路であり、商業地域、小中高生の通学路となっている市街地を縦断している。また、観光地へのアクセス道路となっていることから、春から夏にかけて、交通量が増加し、通過交通による速度超過が懸念されるため、速度抑制のために速度取締りを実施する。